

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (南丹保健所)	37
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	39
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( )	40
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( )	41
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ( )	41
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( )	42
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃
○道路の供用開始 ( )	43
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中丹広域振興局)	44
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃

## 告 示

### 京都府告示第21号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 申請の概要

##### (1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社エムアンドエムサービス

住 所 大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビル8階

代表者 代表取締役社長 小池 悟

- (2) 事業場の名称及び所在地  
 名 称 里山の休日 京都・烟河（亀岡ハイツ）  
 所在地 亀岡市本梅町平松泥ヶ淵1の1
- (3) 特定施設に関する事項
  - ア 種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の3に掲げる旅館業の用に供する入浴施設5基
  - イ 能力  
 4人定員×2回
  - ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日  
 着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日  
 完成予定年月日 着手の日から1週間を経過した日  
 使用開始予定年月日 完成の日
  - エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
 15時から翌日9時までの18時間
  - オ 使用の季節的変動  
 なし
  - カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量  
 別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
  - ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法  
 別表2のとおり
  - イ 設置年月日  
 平成6年4月1日
  - ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
 終日
  - エ 使用の季節的変動  
 なし
  - オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量  
 別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

- (1) 期間  
 令和4年1月25日から令和4年2月15日まで
- (2) 場所  
 関係書類を京都府南丹保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。  
 なお、亀岡市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

区 分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
	p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	大 腸 菌 群 数	窒 素	りん 磷	
通 常	6.0～8.0	mg/L 100	mg/L 80	mg/L 100	個/cm <sup>3</sup> 3,000以下	mg/L 10	mg/L 2	m <sup>3</sup> /日 0.552
最 大	5.8～8.6	150	100	150	3,000以下	15	5	0.552

別表2

種 類	構 造	能 力	処理の方法
し尿処理施設 (二次処理施設)	R C 造	250m <sup>3</sup> /日 1,250人槽	活性汚泥法+長時間ばっ気方式
し尿処理施設 (三次処理施設)	〃	〃	接触酸化+急速ろ過

別表3

項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										汚水等 の 量	
		pH	BOD	COD	浮 遊 物質 質量	大腸菌 群 数	窒 素	燐	油 分	ふっ素	ほう素		
し尿処理施設 (二次処理施設)	通 常	処理前	6.0~8.0	mg/L 200	mg/L 100	mg/L 250	個/cm <sup>3</sup> 無数	mg/L 60	mg/L 10	mg/L 2.4	mg/L 0.3	mg/L 0.1	m <sup>3</sup> /日 190
		処理後	6.0~8.0	20	30	50	無数	40	7	2.4	0.3	0.1	190
	最 大	処理前	5.8~8.6	250	150	300	無数	70	15	3.9	0.3	0.1	190
		処理後	5.8~8.6	30	40	60	無数	60	10	3.9	0.3	0.1	190
し尿処理施設 (三次処理施設)	通 常	処理前	6.0~8.0	20	30	50	無数	40	7	2.4	0.3	0.1	190
		処理後	6.0~8.0	10	15	10	0	20	4	2.4	0.3	0.1	190
	最 大	処理前	5.8~8.6	30	40	60	無数	60	10	3.9	0.3	0.1	190
		処理後	5.8~8.6	15	25	20	3,000 以下	30	5	3.9	0.3	0.1	190



京都府告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
おおたに歯科	向日市物集女町池の裏1 の5	應谷 憲隆	令 4. 1. 1
西向日ゆう薬局	〃 上植野町切ノ口6 の5	株式会社ユ ーピーデー ー	〃
きはら薬局花 住坂店	京田辺市花住坂1丁目15 の1 ピュア花住B棟101 号	株式会社L a s h e r m a n a s	3.12. 1
フラワー薬局 佐山店	久世郡久御山町佐山西ノ 口9の1	株式会社メ ディカル 光	〃

京都府告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地		開設者名	変更年月日
いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京	新	長岡京市花山1丁目36	株式会社いずみサービス	令 3.12.1
	旧	栗生川久保6		

京都府告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
ウシオ薬局	久世郡久御山町佐山西ノ口9の1	株式会社ドラッグストアウシオ	令 3.11.30

京都府告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
株式会社いずみサービス	訪問看護・介護予防訪問看護	いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京	新 長岡京市花山1丁目36	令 3.12.1
			旧 // 栗生川久保6	

京都府告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定期年月日
安藤 あゆ美	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル1F	令 3.10.25
三宅 正章	コロコロ鍼灸整骨院三条院	// 東山区大橋町107の1	3.4.22

京都府告示第27号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
おおたに歯科	向日市物集女町池の裏1の5	應谷 憲隆	令 4. 1. 1
西向日ゆう薬局	〃 上植野町切ノ口6の5	株式会社ユーピーデー	〃
きはら薬局花住坂店	京田辺市花住坂1丁目15の1 ピュア花住B棟101号	株式会社Las hermanas	3.12. 1
フラワー薬局佐山店	久世郡久御山町佐山西ノ口9の1	株式会社メディカル光	〃

京都府告示第28号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

京都府告示第30号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	変 更 年 月 日
株式会社いづみサービス	訪問看護・介護予防訪問看護	いづみ訪問看護リハビリステーション長岡京	新 長岡京市花山1丁目36	令 3.12. 1
			旧 〃 粟生川久保6	

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	変 更 年 月 日
いづみ訪問看護リハビリステーション長岡京	新 長岡京市花山1丁目36	株式会社いづみサービス	令 3.12. 1
	旧 〃 粟生川久保6		

京都府告示第29号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止 年 月 日
ウシオ薬局	久世郡久御山町佐山西ノ口9の1	株式会社ドラッグストアウシオ	令 3.11.30

京都府告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
安藤 あゆ美	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山上総町26 米田ビル1F	令 3. 10. 25
三宅 正章	コロコロ鍼灸整骨院三条院	〃 東山区大橋町107の1	3. 4. 22

京都府告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市大宮町森本小字板屋1238から1240まで、1240の1、1241、小字檜谷1242から1246まで、1246の乙、1247から1250まで、1251の1、1252、1253、1253の乙、1254から1265まで、1267から1273まで、1273の乙、1275から1281まで、小字当城10310の1、10311から10316まで、10316の乙から10316の戊まで、10322、10322の丁、10322の戊、10325の1、10325の乙

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小字板屋1241・小字檜谷1243（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1244、1245・1246

（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1247から1250まで、1251の1、1252、1253、1253の乙、1254・1255・1257・1276（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1277、1278（次の図に示す部分に限る。）、1279、小字当城10311・10312・10316（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年1月25日から令和4年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 307号

(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字大地9の1から	前	最小 12.3 <sup>m</sup> 最大 14.4	125.7 <sup>m</sup>
	後	最小 12.3 最大 15.9	

(4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 宇治淀線

(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宇治市宇治野神42の68から 宇治市神明宮東1の6まで	前	最小 10.1 <sup>m</sup> 最大 13.2	27.3 <sup>m</sup>
	後	最小 13.2 最大 18.1	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道  
 (2) 路線名 八幡宇治線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宇治市宇治式番60から 宇治市宇治式番60まで	前	最小 6.7 <sup>m</sup> 最大 6.9	7.9 <sup>m</sup>
	後	最小 17.7 最大 18.2	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年1月25日から令和4年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 307号  
 (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字大地9の1から 綴喜郡宇治田原町大字糞田小字船戸13の2まで	令和4年1月25日

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道  
 (2) 路線名 宇治湊線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市宇治式番64の27から 宇治市宇治野神42の68まで	令和4年1月25日

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道  
 (2) 路線名 八幡宇治線  
 (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市宇治式番60から 宇治市宇治式番60まで	令和4年1月25日

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第35号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
西岡急傾斜地崩壊危険区域  
 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた土地の区域（昭和47年京都府告示第29号で指定した急傾斜地崩壊危険区域を除く。）

所 在 地	標 柱
福知山市字天田小字ユリ154の14	1号、2号及び8号
〃 〃 小字榎ヶノ段278の3	3号
〃 〃 〃 156の2	4号
〃 〃 〃 165の4	5号
〃 〃 〃 280の1	6号

福知山市字天田小字榎ケノ段170

7号

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市南区東九条西山王町1  
全国農業協同組合連合会

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス荒河東店  
福知山市荒河東町160番ほか10筆
- 2 届出者の名称及び住所  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
令和3年8月23日
- 4 意見の概要  
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間  
令和4年1月25日から令和4年2月25日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年1月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
城陽市寺田塚本111の5、115の1、115の2、116の1から116の3まで、118の一部、119、120、123の2、124の一部、125の3、市有地  
（関連区域）  
城陽市寺田塚本111の3の一部、111の4の一部、214の一部、236の一部